

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員がその能力を発揮し、仕事と生活の両立ができる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～ 2029年3月31日までの4年間
2. 内容

■次世代法

目標1：労働時間削減への取り組み

<対策>

- 各部署間のタイムリーな協力・連携による仕事の分散を推進
- 特定の社員や部署に業務が集中しないよう情報共有しチーム力で生産性向上の取組
- 定着率向上を第一に、新規入職者のサポート体制の構築を目指す

目標2：業務社員数を現行の16人から32人以上に増加させる

<対策>

- 評価制度の構築と教育制度の導入
- 新卒採用の取り組み

目標3：事務職・工場勤務者の連続休暇日数5日を最低年1回取得促進

<対策>

- 属人化しない業務改革
- チーム力・現場力で成果を出せる業務・任務の構築
- 全社員への意識改革・構造改革実施するための風土創り

■女性活躍促進法

目標 1：工場管理社員の全体に占める女性の割合を 30%以上とする

<対策>

- 業務社員を対象としたキャリアアップ又は、管理職養成のための研修を実施しキャリア意識の熟成を図る
- 業務社員の増加、充実を図る

目標 2：ハラスメント防止研修を年 1 回以上実施する

<対策>

- ハラスメント防止のため社会保険労務士による研修を実施する
- 管理社員・業務社員を対象としたハラスメント研修を実施する